

射水市監査委員告示第6号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和5年5月に実施した市民生活部の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年5月22日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 中川 一夫

令和6年5月定例監査結果報告

第1 監査概要

1 監査対象及び選定理由

(1) 監査対象

市民生活部：市民活躍・文化課、市民課、生活安全課、環境課、
クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所、
衛生センター、斎場

(2) 選定理由

市民生活部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査	
監査委員監査	市民活躍・文化課	令和5年5月2日 ～ 令和5年5月17日 (令和4年度執行分)	書面監査
	市民課		
	生活安全課		
書面監査	環境課		監査委員監査
	クリーンピア射水		
	ミライクル館		
	野手埋立処分所		
	衛生センター		
	斎場		

2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和5年度当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に執行されているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおりとする。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい負担金及び補助金が交付されるリスク	ア 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
	イ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
	ウ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
	エ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
(2) 契約事務が適	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。

正に行われない リスク	イ 随意契約による場合は原則として2者以上から見積書を徴しているか。また、例外的に1者から見積書を徴した場合は、その理由は適正か。
	ウ 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。
	エ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
	オ 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
	カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
	キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
	ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
(3) 支出事務が適正に行われない リスク	ア 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
	イ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
	ウ 在庫量は、需要予測に基づき適正であるか。
	エ 特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか。
(4) 手数料を誤って徴収する等収入事務が適正に行われない リスク	ア 出納員その他の会計職員及び企業出納員、現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
	イ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
	ウ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。
	エ 収納金は適正に保管されているか。
	オ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
	カ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

市民生活部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和6年5月2日から令和6年5月17日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 市民活躍・文化課

市民活躍・文化課は、地域振興のための調整事務、交流促進業務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 協働のまちづくりに関すること。
- ② 男女共同参画の推進に関すること。
- ③ 多文化共生・姉妹都市交流に関すること
- ④ 芸術文化の関係団体、事業、施設に関すること

(2) 市民課

市民課は、戸籍住民基本台帳事務等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 戸籍・住民票・印鑑登録等の各種証明書の交付に関すること。
- ② 住民異動届・戸籍関係届等の受理及び異動処理に関すること。
- ③ マイナンバーカードの交付に関すること。

(3) 生活安全課

生活安全課は、地域の特性、実情に応じた地域交通サービスの提供、安全で快適なまちづくりを推進する事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 地域交通対策に関すること。
- ② コミュニティバス、デマンドタクシー及びA I オンデマンドバスの運行に関すること。
- ③ 万葉線対策に関すること。
- ④ 防犯対策、交通安全対策に関すること。
- ⑤ 消費者保護に関すること。

(4) 環境課

環境課は、環境衛生対策、美化対策、墓苑管理、公害対策、地球温暖化対策等を推進する事業を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 衛生施設全般に関すること。
- ② 一般廃棄物処理に関すること。
- ③ リサイクル及びごみ減量化に関すること。
- ④ し尿汲取りに関すること。

(5) クリーンピア射水

クリーンピア射水は、可燃ごみの処理及び処理施設の維持管理等を行っており、主として次のような事務が行われている。なお、クリーンピア射水の運転及び維持管理業務は、平成20年度から長期包括運営事業として民間業者に委託している。

- ① 施設の管理運営に関すること。
- ② ごみ、資源物の搬入受付に関すること。
- ③ ごみ搬入物の投入監視、ごみ処理手数料の徴収に関すること。

(6) ミライクル館

ミライクル館は、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみの受付、処理棟の運転、維持管理業務等を行っており、主として次のような事務が行われている。なお、一般廃棄物の粗大ごみ及び不燃ごみの処理業務は、平成 27 年度から民間業者に委託している。

- ① 施設の管理運営に関すること。
- ② 収集指定袋事務管理に関すること。
- ③ 粗大・不燃物、資源ごみの搬入受付、投入監視及び搬出に関すること。
- ④ 処理棟の運転及び維持管理に関すること。(資源ごみの精選等)

(7) 野手埋立処分所

野手埋立処分所は、埋立ごみの処理、処理施設の維持管理業務等を行っており、主として次のような事務が行われている。なお、野手埋立処分所の浸出水処理業務等は、平成 26 年度から長期包括運営事業として民間業者に委託している。

- ① 施設の管理運営に関すること。
- ② ごみ処理手数料に関すること。

(8) 衛生センター

衛生センターは、搬入し尿、浄化槽汚泥の処理及び処理施設の維持管理業務等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 処理業務の管理に関すること。
- ② 施設の管理運営に関すること。

(9) 斎場

斎場は、火葬業務の管理運営、施設の維持管理業務等を行っており、主として次のような事務が行われている。なお、火葬業務は、平成 17 年 11 月から民間業者に委託している。

- ① 施設の運営に関すること。
- ② 火葬業務の管理運営に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 市民活躍・文化課

ア 各種事業における委託料・補助金の多くは、事業完了後の実績報告書等の書類審査で承認されているが、地域型市民協働事業補助金の事業主体である地域振興会に対しては、予算科目に沿った適正な執行となるよう、事業年度中の指導に留意されたい。

イ コミュニティセンターの指定管理に係る委託料の執行については、地域毎の実情や特徴を踏まえて柔軟に対応されたい。

(2) 市民課

ア スマート窓口推進事業を取り入れ、負担の軽減や所要時間の短縮に効果が出ており、市民の利便性向上が図られていると認識している。今後も地区センターと連携を密にし、窓口サービスの充実と適切な戸籍及び住民基本台帳事務に取り組まれたい。

(3) 生活安全課

ア 地域公共交通計画は、少子高齢化時代の将来を見据えた弱者の視点から策定に取り組まれたい。

イ コミュニティバス運行については、多額の費用が使われているが、費用対効果の面からも様々な形態を模索されたい。

ウ 安全なまちづくりは行政の基本であり、今後も一層防犯対策に取り組まれたい。

エ 交通安全や防犯対策は市民の理解協力が不可欠であり、市民意識の高揚と育成啓発に積極的に取り組まれたい。